

薬物汚染！ 大麻に手を出すな！！



「大麻は大丈夫！」 なんて思っていないですか！

現在、京都府内では、大麻乱用の急増が危惧されています。特に、大麻の乱用者には若者が圧倒的に多く、また、危険な薬物にもかかわらず、インターネット等に「大麻は害が少ない」、「依存症にならない」等と、誤った情報が流れています。正しい知識を身につけ、親しい人から誘われてもはっきりと断ることができるよう、注意が必要です。

Q&A

—大麻の危険性を正しく知ろう—

Q. 大麻を吸い続けると、体にどのような影響が出るのですか？

A 大麻を吸うと、次のような急性症状が出ます。

- ◇不安、錯乱 ◇めまい、嘔吐 ◇のどが乾く
- ◇心臓がドキドキする ◇平衡感覚障害

さらに乱用が続くと…



- ◇意識障害 ◇幻覚・妄想
 - ◇記憶力の低下 ◇パニック症状
 - ◇うつ病
- 等の症状が現れます。

Q. 大麻を所持等していると、どのような罪になりますか？

A 麻薬及び向精神薬取締法違反です。

■所持・譲渡・譲受・施用

7年以下の拘禁刑

■輸入・輸出・製造（THCに限る）

1年以上 10年以下の拘禁刑

大麻の不正栽培は、大麻草の栽培の規制に関する法律で禁止されています。また、そのために大麻の種子を提供したりすることも、処罰の対象となります。

Q. 誰から、どういう状況で、どんな風に誘われるのですか？

A 親密な人から、断りにくい状況を作り出されて抵抗感をなくさせられます。

甘い言葉に誘われ、試してみようという気にさせられます。

Q. 薬物の勧誘だと分かったらどうしたらいいですか？

A こうした場合には

- 話を打ち切り
- きっぱりと断り
- スグに立ち去る



そして、最寄りの警察署か

違法薬物 110 番
(京都府警察本部)
(075) 451-7957

にご相談ください。

